

Q1 現在、診療所の建物を建設中ですが、診療所を開業したときに必要な税務手続きにはどのようなものがありますか。

A

ポイント

- (1) 開業して1～2ヵ月以内に必要な税務手続きには、開業届、給与支払事務所等の開設届出書、所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出などがあります。
- (2) 開業した年末～確定申告期限までに必要な手続きには、消費税課税事業者選択届出書、所得税のたな卸資産の評価方法の届出書及び所得税の減価償却資産の償却方法の届出書の提出などがあります。

診療所を開業したときは次のような税務手続きが必要で、必要な用紙は税務署等にあります。

1. 診療所を開業して1～2ヵ月以内に必要な税務手続き

(1) 開業届

診療所を開業したときは、開業の日から1ヵ月以内に、納税地(原則として住所地)を所轄する税務署長に「個人事業の開廃業等届出書」を提出しなければなりません。

住所地と診療所の所在地が異なるときは、双方の所轄税務署長に提出します。

この届出書には、開業者の氏名及び住所、開業した旨及び開業年月日、診療所の所在地、事業の概要、青色申告承認申請書の提出の有無などを記載します。

また、開業に関する届出は都道府県税事務所にも必要で、事業開始の日から10日以内に「個人事業税の事業開始等の届出書」を提出します。

(2) 給与支払事務所等の開設届出書

給与の支払事務を取り扱う診療所を開設した日から1ヵ月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を提出しなければなりません。

(3) 所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書

開業の年から青色申告をする場合は、1月16日以降に事業を開始した場合は開業の日から2ヵ月以内に提出します(1月15日までに事業を開始した場合はその年の3月15日まで)。

そして、青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとするときは、3月15日まで(1月16日以降に開業した場合や新たに専従者がいることとなった場合は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2ヵ月以内に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出します。

(4) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

従業員(青色事業専従者を含みます。)の給与などに対する源泉徴収税額は、当月分を翌月10日までに納付することになっていますが、従業員が常時10人未満のときは、税務署長に納期の

特例の承認を受けますと、1月から6月までに徴収した税額の納期限は7月10日に、7月から12月までに徴収した税額の納期限は1月10日（特例期限の届出をすれば1月20日）になり、それぞれ6ヵ月分をまとめて納付することができます。

この申請書の提出期限は特例の適用を受ける月の前月末日までです。

2．開業した年末～確定申告期限までに必要な税務手続き

（1）消費税課税事業者選択届出書

診療所を開業した年には、診療所の建築、医療機器の購入など多額の資産を取得することになりますが、この届出書を税務署長に開業した年の末日までに提出すると、開業した年度から消費税の課税事業者となり、取得した資産の価額に含まれている支払消費税のうち課税売上に対応する部分の金額を越える部分の全部又は一部の還付を受けることができます。場合もあります。

診療所では、通常、社会保険診療報酬を除く自由診療収入等が1,000万円を超えない限り、消費税の申告をする必要はないわけですが、この届出書を提出すると、2年間は免税事業者に戻ることはできませんので注意が必要です。

（2）所得税のたな卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の届出書

たな卸資産の評価方法の選択

医薬品や消耗材料品などの棚卸資産の評価方法には、原価法、低価法、総平均法などいくつかの評価方法があります。どの評価方法にするかは、税務署長への届出が必要です。届出がない場合は、最終仕入原価法で評価します。診療所では、最終仕入原価法が最も多く使われています。

棚卸資産の評価方法の提出期限は、開業年分の所得税の確定申告期限までです。

減価償却資産の償却方法の選択

減価償却資産の償却方法には、定額法と定率法があります。定率法を選択するには、開業年分の所得税の確定申告期限までに税務署長への届出が必要です。届出のないときは定額法で計算します。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物の減価償却の方法は定額法に限られます。